

は、この省令による改正後の戦傷病者等の妻に対する特別給付金支給法施行規則第一条第三項の規定にかかわらず、同条第一項の請求書に次に掲げる書類を添えなければならない。

一 昭和四十八年四月一日において請求者が婚姻（婚姻の届出をしていないが事実上婚姻関係と同様の事情にあつたと認められる場合を含み、離婚の届出をしていないが、事実上離婚と同様の事情にあつたと認められる場合を除く。）をしていたこと及びその相手方の氏名を明らかにすることができる戸籍の謄本又は抄本その他の書類

二 前号の相手方が昭和六年九月十八日から昭和十二年七月六日までの間に負傷し、又は疾病に

かかり、これにより障害の状態になつたこと及び昭和四十八年四月一日において、恩給法（大正十二年の法律第四十八号）別表第一号表ノ二又は第一号表ノ三に該当していることを認ることができる（法律顧問）

第一号の相手方が昭和四十八年四月一日において戦傷病者等の妻に対する特別給付金支給法

第二条に規定する給付（以下「増加恩給等」という。）のうち年金たる給付を受けていたこと又は同月ころて曾加恩給等のうう一時金たる合計を受けることを忍んでござり

又は同日に於いて坪井見絵等のシモ一時全六巻の絵本を賣りたことがある。これを読みることができる書類

請求者が戦傷病者等の妻に対する特別給付金支給法第二条第一項各号のいずれにも該当しない

レ者である」と記載する。そこで、元の書類は、元の書類の原本又は原本その他の書類付

この省令は、昭和五十四年十月一日から施行する。

戦傷病者戦没者遺族等援護法等の一部を改正する法律（昭和五十四年法律第二十九号）による改正前の戦傷病者等の妻に対する特別給付金支給法による特別給付金に係る手続について、な

お従前の例による。

附則（昭和五七年八月三一日厚生省令第四〇号）

この省令は 昭和五十七年十月一日から施行する。
附 則 (昭和五九年九月二五日厚生省令第五一号)

この省令は、昭和五十九年十月一日から施行する。
戦傷病者戦没者遺族等援護法等の一部を改正する法律（昭和五十九年法律第七十三号）による

改正前の戦傷病者等の妻に対する特別給付金支給法による特別給付金に係る手続については、な

附則（昭和六〇年三月三〇日厚生省令第一八号）

この省令は、昭和六十年四月一日から施行する。

この省令は、昭和六十一年十月一日から施行する。

戦傷病者・戦没者・遺族等援護法等の一部を改正する法律（昭和六十一年法律第五十三号）による改正前の戦傷病者等の妻に対する特別給付金支給法による特別給付金に係る手続について、な

お従前の例による。

この省令は、昭和六十二年四月一日から施行する。

附則（平成元年三月四日厚生省令第一〇号）抄
この省令は、公布の日から施行する。

この省令の施行の際この省令による改正前の様式（以下「旧様式」という。）により使用されて、る書類は、この省令による改正後の様式によるものとみなす。

この省令の施行の際現にある旧様式による用紙及び板については、当分の間、これを取り繕つ

て使用することができる。
この省令による改正後の省令の規定にかかわらず、この省令により改正された規定であつて改

正後の様式により記載することが適當でないものについては、当分の間、なお従前の例による。
附 則
(平成三年八月一五日厚生省令第四六号)
この省令は、平成三年十月一日から施行する。

2 戰傷病者・戦没者・遺族等援護法及び戦傷病者等の妻に対する特別給付金支給法の一部を改正する法律（平成三年法律第五十五号）による改正前の戦傷病者等の妻に対する特別給付金支給法による特別給付金に係る手続については、なお従前の例による。

附 則（平成八年八月二三日厚生省令第五二号）

1 この省令は、平成八年十月一日から施行する。

（施行期日）

（経過措置）

1 この省令は、公布の日から施行する。

（経過措置）

2 この省令の施行の際現にあるこの省令による改正前の様式による用紙については、当分の間、これを取り繕つて使用することができる。

附 則（平成一一年三月一六日厚生省令第二七号）

この省令は、公布の日から施行する。

附 則（平成一二年三月一六日厚生省令第二九号）

この省令は、平成十二年四月一日から施行する。

附 則（平成一二年三月一七日厚生省令第三九号）

（施行期日）

1 この省令は、平成十二年四月一日から施行する。

（経過措置）

2 この省令の施行の際現にあるこの省令による改正前の様式による用紙については、当分の間、これを取り繕つて使用することができる。

附 則（平成一二年一〇月一〇日厚生省令第一二七号）抄

（施行期日）

1 この省令は、内閣法の一部を改正する法律（平成十一年法律第八十八号）の施行の日（平成十三年一月六日）から施行する。

（様式に関する経過措置）

3 この省令の施行の際現にあるこの省令による改正前の様式（次項において「旧様式」という。）により使用されている書類は、この省令による改正後の様式によるものとみなす。

4 この省令の施行の際現にある旧様式による用紙については、当分の間、これを取り繕つて使用することができる。

附 則（平成一三年七月一二日厚生労働省令第一四二号）

（施行期日）

1 この省令は、平成十三年十月一日から施行する。

（経過措置）

2 戰傷病者・戦没者・遺族等援護法の一部を改正する法律（平成十三年法律第十一号）による改正前の戦傷病者等の妻に対する特別給付金支給法による特別給付金に係る手続については、なお従前の例による。

附 則（平成一七年一月二六日厚生労働省令第七四号）抄

（施行期日）

1 この省令は、公布の日から施行する。

（施行期日）

附 則（平成一七年四月一日厚生労働省令第七四号）

1	この省令は、平成十七年四月一日から施行する。 (経過措置)
2	この省令の施行の際現にこの省令による改正前の様式（次項において「旧様式」という。）により使用されている書類は、この省令による改正後の様式によるものとみなす。
3	この省令の施行の際現にある旧様式による用紙については、当分の間、これを取り繕つて使用することができる。
	附 則 （平成一八年九月一五日厚生労働省令第一六一号）
1	（施行期日） この省令は、平成十八年十月一日から施行する。 (経過措置)
2	戦傷病者等の妻に対する特別給付金支給法及び戦没者等の妻に対する特別給付金支給法の一部を改正する法律（平成十八年法律第九十五号）による改正前の戦傷病者等の妻に対する特別給付金支給法による特別給付金に係る手続については、なお従前の例による。
	附 則 （平成一九年九月二五日厚生労働省令第一一二号）抄
1	（施行期日） この省令は、平成十九年十月一日から施行する。 (戦傷病者等の妻に対する特別給付金支給法施行規則の一部改正に伴う経過措置)
2	この省令の施行の際現に第十五条の規定による改正前の戦傷病者等の妻に対する特別給付金支給法施行規則様式第一号及び様式第一号の二（次項において「旧様式」という。）により使用されている書類は、それぞれ同条の規定による改正後の戦傷病者等の妻に対する特別給付金支給法施行規則様式第一号及び様式第一号の二によるものとみなす。
	この省令の施行の際現にある旧様式による用紙については、当分の間、これを取り繕つて使用することができる。
	附 則 （平成二三年七月一二日厚生労働省令第八八号）
1	（施行期日） この省令は、平成二十三年十月一日から施行する。 (経過措置)
2	戦傷病者等の妻に対する特別給付金支給法の一部を改正する法律（平成二十三年法律第二十五号）による改正前の戦傷病者等の妻に対する特別給付金支給法による特別給付金に係る手続については、なお従前の例による。
	附 則 （平成二八年二月二五日厚生労働省令第一五号）抄
1	（施行期日） この省令は、行政不服審査法（平成二十六年法律第六十八号）の施行の日（平成二十八年四月一日）から施行する。
	附 則 （平成二八年四月一五日厚生労働省令第九三号）
1	（施行期日） この省令は、公布の日から施行する。ただし、第一条及び第三条の規定は、平成二十八年十月一日から施行する。 (経過措置)
2	戦傷病者等の妻に対する特別給付金支給法及び戦没者等の妻に対する特別給付金支給法の一部を改正する法律（平成二十八年法律第二十八号）第一条の規定による改正前の戦傷病者等の妻に対する特別給付金支給法による特別給付金に係る手続については、なお従前の例による。
	附 則 （令和元年五月七日厚生労働省令第一号）抄
（施行期日）	（施行期日） この省令は、公布の日から施行する。
第一条	この省令による改正前のそれぞれの省令で定める様式（次項において「旧様式」という。）により使用されている書類は、この省令による改正後のそれぞれの省令で定める様式によるものとみなす。

2	旧様式による用紙については、合理的に必要と認められる範囲内で、当分の間、これを取り繕つて使用することができる。
	附 則 （令和元年六月二八日厚生労働省令第二〇号）抄
（施行期日）	（施行期日） この省令は、不正競争防止法等の一部を改正する法律の施行の日（令和元年七月一日）から施行する。
	（様式に関する経過措置）
第一条	この省令の施行の際現にあるこの省令による改正前の様式（次項において「旧様式」という。）により使用されている書類は、この省令による改正後の様式によるものとみなす。
2	この省令の施行の際現にある旧様式による用紙については、当分の間、これを取り繕つて使用することができる。
	附 則 （令和二年一二月二五日厚生労働省令第二〇八号）抄
（施行期日）	（施行期日） この省令は、公布の日から施行する。
	（経過措置）
第一条	この省令の施行の際現にあるこの省令による改正前の様式（次項において「旧様式」という。）により使用されている書類は、この省令による改正後の様式によるものとみなす。
2	この省令の施行の際現にある旧様式による用紙については、当分の間、これを取り繕つて使用することができる。
	附 則 （令和二年一二月二六日厚生労働省令第六四号）
（施行期日）	（施行期日） この省令は、令和三年四月一日から施行する。ただし、第二条の規定は、令和三年十月一日から施行する。
	（経過措置）
2	戦傷病者等の妻に対する特別給付金支給法及び戦没者等の妻に対する特別給付金支給法の一部を改正する法律（平成二十八年法律第二十八号）第二条の規定による改正前の戦傷病者等の妻に対する特別給付金支給法による特別給付金に係る手続については、なお従前の例による。
	附 則 （令和五年一二月二六日厚生労働省令第一六〇号）
（施行期日）	（施行期日） この省令は、公布の日から施行する。
	附 則 （令和六年三月六日厚生労働省令第三七号）
1	（施行期日） この省令は、令和六年四月一日から施行する。
	（経過措置）
2	戦傷病者等の妻に対する特別給付金支給法及び戦没者等の妻に対する特別給付金支給法の一部を改正する法律（平成二十八年法律第二十八号）第一条の規定による改正前の戦傷病者等の妻に対する特別給付金支給法による特別給付金に係る手続については、なお従前の例による。
	附 則 （令和元年五月七日厚生労働省令第一号）抄
（施行期日）	（施行期日） この省令は、公布の日から施行する。
第一条	この省令による改正前のそれぞれの省令で定める様式（次項において「旧様式」という。）により使用されている書類は、この省令による改正後のそれぞれの省令で定める様式によるものとみなす。

様式第一号

(表面)

戦傷病者等の妻に対する特別給付金請求書				2-29
戦 傷 病 者 等	フリガナ 氏名 もの身分 退職時の 本籍等	(姓) (名)	生年月日	明治・大正・昭和 年月日
	令和3年4月1日において受けた ことがある一時金等の種別	01 増加恩給 02 傷病年金 03 特例傷病恩給 04 傷病賜金	11 障害年金 12 障害一時金 31 旧令共済組合公務傷病年金 41 その他()	※裏面4参照
	令和3年4月1日における 障害の程度	項目 款 級	記号 番	明治・大正・昭和・平成・令和 年月日
請 求 者 者	フリガナ 氏名 住所	(姓) (名)	個人番号	
	これまで戦傷病者等の妻に対する特別給付金 国庫債券を受けたか受けないかの別	受けた 受けない		
	これまで戦傷病者等の妻に対する特別給付金国庫債券を受けた場合			
	第回特別給付金国庫債券 号記号番号	裁定通知書 号記号番号	第号 の住所	都道府県 市区町村
	令和3年4月1日において次格事由に該当するか ※裏面7参照	該当する 該当しない		
被相続人 成年後見人等	フリガナ 氏名 住所	(姓) (名)	死亡年月日	令和年月日
	フリガナ 氏名 住所	(姓) (名)	区分	成年後見人等・親権者等・ 国外居住請求者の代理人
	国債の受領を市区町村長に委任する場合はその市区町村名	市区町村		
	国債の償還金 希望支払場所	名称	所在地	都道府県
上記により、「戦傷病者等の妻に対する特別給付金支給法」の特別給付金を請求します。 令和年月日 聲電話(自宅・携帯)----- 厚生労働大臣殿 氏名				
(市区町村使用欄) 国債交付取扱店名				

(裏面)

記載上の注意	
1 選択できる項目は、該当するもの又は該当する番号を○で囲んでください。	
2 「もの身分」の欄は、障害の原因となった傷病の発生当時の身分を、例えば「陸軍上等兵」、「海軍二等機関兵曹」、「陸軍軍属(雇員)」、「徴用工」等のように記載してください。	
3 「退職時の本籍等」の欄は、戦傷病者等のもとの身分により次の区分に従って記載してください。 (1) 军人又は軍属(内地勤務)で旧令共済組合公務傷病年金等を受けていなかった者を除きます。) であった場合は、退職時の本籍地 (2) 徴用工、勤員学徒、国民勤労報國隊員、義闘参加者、国民義勇隊員、満洲開拓青年義勇隊員、特別未帰還者、内地勤務の軍属(今令共済組合公務傷病年金等を受けていなかった者に限ります。)、防空従事者等であった場合は、初めて障害年金等を請求した当時の居住地	
4 「41 その他」を○で囲んだ場合は、次の給付の中から該当する記号を選んで括弧の中に記載し、給付を受けたことがわかる年金証券のしを添付してください。 ア 郵政省共済組合障害年金 イ 日本鉄道共済組合障害年金 ウ 日本電信電話共済組合障害年金 エ 旧陸軍共済組合障害一時金 オ 旧海軍共済組合公務傷病一時金 カ 旧通信部内職員共済組合傷病給与金又は病害給与金 キ 旧通信共済組合公務傷病一時金 ク 旧国有鉄道共済組合公傷一時金又は障害一時金	
5 「令和3年4月1日における障害の程度」の欄は、例えば「第3項()」(増加恩給等の場合)、「第3款()」(傷病年金等の場合)又は「第4回()」(旧令共済組合公務傷病年金等の場合)のように記載してください。	
6 「これまで戦傷病者等の妻に対する特別給付金国庫債券を受けた場合」の欄は、前回受けた戦傷病者等の妻に対する特別給付金国庫債券の名称、裁定通知書記号番号及び請求当時の住所を記載してください。	
7 「令和3年4月1日において次格事由に該当するか」の欄は、(1)又は(2)の区分に従って、次の次格事由のいずれかに該当する場合は「該当する」を、いずれにも該当しない場合は「該当しない」を○で囲んでください。 (1) これまでに戦傷病者等の妻に対する特別給付金国庫債券を受けたことがある方(被相続人等) ・戦傷病者等と離婚の届出をしていないが事实上離婚して同様の事情にあること (2) これまでに戦傷病者等の妻に対する特別給付金国庫債券を受けたことがある方(新規支給対象者) ・禁錮以上の刑に処せられていること 若しくは ・戦傷病者等と離婚の届出をしていないが事实上離婚して同様の事情にあること	
8 戦傷病者等の妻の相続人が請求者である場合は、「請求者」の欄に相続人の氏名、生年月日及び住所のほか戦傷病者等の妻の特別給付金国庫債券の受給状況等を記載することもに、「被相続人」の欄に戦傷病者等の妻の氏名及び死亡年月日を記載してください。	
9 「成年後見人等」の欄は、請求者が次のいずれかに該当する場合の記載してください。 (1) 成年後見人、被保佐人、被補助人又は任意後見契約における本人のためにそれぞれ成年後見人、保佐人、補助人又は任意後見契約における任意後見人が代わって請求するとき(成年後見人等) (2) 未成年者のために親権を行いう方又は未成年後見人が代わって請求するとき(親権者等) (3) 国外に居住しているために国債の償還金等の受領を国内居住者に委託したとき(国外居住請求者の代理人)	
10 「国債の償還金希望支払場所」の欄は、国債の償還金を受け取る場所として希望する日本銀行の本店、支店、代理店又は国債代理店の名称及び所在地を記載してください。	
11 最下欄の氏名は、請求者の氏名を記載してください。ただし、成年後見人等又は親権者等が代わって請求するときは、その氏名を記載してください。	

様式第一号の二

(表面)

戦傷病者等の妻に対する特別給付金請求書				2-13	
戦 傷 病 者 等	氏名 もとの身分 退職時の本籍等	(姓) (名)	生年月日	明治・大正・昭和 年月日	
			死亡年月日	平成年月日	
諸 求 者	住所	都道府県	01 増加恩給 02 傷病年金 03 特例傷病恩給 04 傷病賜金	11 障害年金 12 障害一時金 31 旧令共済組合公務傷病年金 41 その他()	
				※裏面4参照	
被相続人 (裏面の記載上の注意をよく読み込んで記載してください) 成年後見人等	氏名	(姓) 〒	生年月日 個人番号	明治・大正・昭和・平成・令和 年月日	
者	請求事由に該当するか	これまで戦傷病者等の妻に対する特別給付金国庫債券を受けたか受けないかの別	受けた	受けない	
		これまで戦傷病者等の妻に対する特別給付金国庫債券を受けた場合			
	第1回特別給付金国庫債券 号記号番号	裁定通知書 第号	請求当時の住所	都道府県 市区町村	
		欠格事由に該当するか	※裏面6参照	該当する ・ 該当しない	
被相続人 (裏面の記載上の注意をよく読み込んで記載してください) 成年後見人等	氏名	(姓) 〒	死年月日	令和年月日	
	住所	都道府県	区分	成年後見人等・親権者等・ 国外居住請求者の代理人	
	国債の受領を市区町村に委任する場合はその市区町村名		市区町村		
	国債の償還金希望支払場所 名称	所在地	都道府県		
	上記により、「戦傷病者等の妻に対する特別給付金支給法」の特別給付金を請求します。				
	令和年月日	電話(自宅・携帯)			
	厚生労働大臣 裁定都道府県知事殿	氏名			
	(市区町村使用欄)	国債交付取扱店名			

(裏面)

記載上の注意	
1 選択できる項目は、該当するもの又は該当する番号を○で囲んでください。	
2 「もとの身分」の欄は、障害の原因になった傷病の発生当時の身分を、例えば「陸軍上等兵」、「海軍二等機関兵曹」、「陸軍軍属(雇員)」、「徴用工」等のように記載してください。	
3 「退職時の本籍等」の欄は、戦傷病者等のもとの身分により次の区分に従って記載してください。	
(1) 軍人又は軍属(内地勤務の軍属で旧令共済組合公務傷病年金等を受けていなかった者を除きます。)であった場合は、退職時の本籍地	
(2) 徴用工、動員学徒、国民勵労報國隊員、戦闘参加者、国民義勇隊員、満洲開拓青年義勇隊員、特別未帰還者、内地勤務の軍属(旧令共済組合公務傷病年金等を受けていなかった者に限ります。)、防空從事者等であった場合は、初めて障害年金等を請求した当時の居住地	
4 「41 その他」を○で囲んだ場合は、次の給付の中から該当する記号を選んで括弧の中に記載し、給付を受けたことがわかる年金証書等の写しを添付してください。	
ア 郵政省共済組合障害年金 ウ 日本電信電話共済組合障害年金 オ 旧海軍共済組合公務傷病一時金 キ 旧通信共済組合公務傷病一時金	イ 日本鉄道共済組合障害年金 エ 旧陸軍共済組合障害一時金 カ 旧通信部内職員共済組合傷害給与金又は疾病給与金 ク 旧国有鉄道共済組合公傷一時金又は障害一時金
5 「これまで戦傷病者等の妻に対する特別給付金国庫債券を受けた場合」の欄は、前回受けた戦傷病者等の妻に対する特別給付金国庫債券の名称、裁定通知書記号番号及び請求当時の住所を記載してください。	
6 「欠格事由に該当するか」の欄は、次の(1)、(2)のいずれかに該当する場合は「該当する」を、いずれにも該当しない場合は「該当しない」を○で囲んでください。	
(1) 戦傷病者等の死亡前に、戦傷病者等と離婚の届出をしていないが事實上離婚したと同様の事情にあったこと (2) 戦傷病者等の死亡後から令和3年9月30日までに、婚姻の届出をしていないが事實上婚姻関係に同様の事情にあったこと	
7 戦傷病者等の妻の相続人がある場合は、「請求者」の欄に相続人の氏名、生年月日及び住所のほか戦傷病者等の妻の特別給付金国庫債券の受給状況等を記載するとともに、「被相続人」の欄に戦傷病者等の妻の氏名及び死年月日を記載してください。	
8 「成年後見人等」の欄は、請求者が次のいずれかに該当する場合のみ記載してください。	
(1) 成年被後見人、被保佐人、被補助人又は任意後見契約における本人のためにそれぞれ成年後見人、保佐人、補助人又は任意後見契約における任意後見人が代わって請求するとき(成年後見人等) (2) 未成年者のために親権を行う方又は未成年後見人が代わって請求するとき(親権者等) (3) 国外に居住しているために国債の償還金等の受領を国内居住者に委任したとき(国外居住請求者の代理人)	
9 「国債の償還金希望支払場所」の欄は、国債の償還金を受け取る場所として希望する日本銀行の本店、支店、代理店又は国債代理店の名称及び所在地を記載してください。	
10 最下欄の氏名は、請求者の氏名を記載してください。ただし、成年後見人等又は親権者等が代わって請求するときは、その氏名を記載してください。	

様式第二号(第2条関係)

裁定通知書

第 号

下記のとおり裁定したので通知します。
令和 年 月 日

		厚生労働大臣 都道府県知事	
根付の種別 国債の名称	戦傷病者等の妻に対する特別給付金支給法 戦傷病者等の妻に対する特別給付金 第 回特別給付金国庫債券		
券面種別	円券	国債の記号	号
戦傷病者等			
請求者	年 月 日生		
住所			

注1 国債を受領する際は、この通知書を提示して下さい。

なお、国債が交付されるまで、事務手続上多少時間がかかりますのでご承知下さい。

2 この処分に不服があるときは、この処分の通知を受けた日の翌日から起算して3か月以内に、厚生労働大臣に対して審査請求することができます。

3 この処分の取消しの訴えは、この処分の通知を受けた日の翌日から起算して6か月以内に、国が処分を行った場合には国を被告として(訴訟において国を代表する者は法務大臣)、都道府県知事が処分を行った場合には都道府県を被告として(訴訟において都道府県を代表する者は都道府県知事)提起することができます(なお、処分の通知を受けた日から6か月以内であっても、処分の日から1年を経過すると処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。)。ただし、処分の通知を受けた日の翌日から起算して3か月以内に審査請求をした場合には、処分の取消しの訴えは、その審査請求に対する裁決の送達を受けた日の翌日から起算して6か月以内に提起しなければならないこととされています。

(A列4番)

様式第三号(第2条関係)

却下通知書

第 号

下記のとおり却下したので通知します。
令和 年 月 日

		厚生労働大臣 都道府県知事	
根付の種類 請求年月日	戦傷病者等の妻に対する特別給付金支給法 特別給付金の請求 年 月 日		
請求者	年 月 日生		
戦傷病者等			
却下理由			

注1 この処分に不服があるときは、この処分の通知を受けた日の翌日から起算して3か月以内に、厚生労働大臣に対して審査請求することができます。

2 この処分の取消しの訴えは、この処分の通知を受けた日の翌日から起算して6か月以内に、国が処分を行った場合には国を被告として(訴訟において国を代表する者は法務大臣)、都道府県知事が処分を行った場合には都道府県を被告として(訴訟において都道府県を代表する者は都道府県知事)提起することができます(なお、処分の通知を受けた日から6か月以内であっても、処分の日から1年を経過すると処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。)。ただし、処分の通知を受けた日の翌日から起算して3か月以内に審査請求をした場合には、処分の取消しの訴えは、その審査請求に対する裁決の送達を受けた日の翌日から起算して6か月以内に提起しなければならないこととされています。

(A列4番)